

国医第1717号
平成30年3月22日

各医療機関の長様

北海道保健福祉部長

北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親・乳幼児）に係るレセプト併用化に伴う医療費請求方法の変更について（通知）

本道の国民健康保険事業及び北海道医療給付事業の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年11月24日付け国医第1157号通知により、平成30年8月診療分から北海道医療給付事業に係るレセプト併用化を実施することとし、併せて標記請求事務の変更点に関する概要を提示することとしておりましたので、次のとおりお知らせします。

今後も随時、請求事務の変更点や具体的な請求方法につきましてお知らせしますので、御協力の程よろしく申し上げます。

記

1 請求方法の変更点について

平成30年7月診療分までは、紙の「請求書」による請求ですが、平成30年8月診療分からは北海道医療給付事業に公費負担番号を符番し、公費負担医療としてレセプト請求となります（詳細は別紙「北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親・乳幼児）に係るレセプト併用化に伴う医療費請求方法の変更について」のとおり）。

2 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|---|
| ① 平成30年3月
（今回） | レセプト併用化に伴う医療給付事業制度及び請求事務の変更点に関する概要の提示 |
| ② 平成30年3～7月 | 道医師会や審査支払機関と協力し、医療機関からの質問や意見に対する回答、請求方法に関する詳細事項について周知 |
| ③ 平成30年4月 | 国保の都道府県単位化開始 |
| ④ 平成30年8月 | 北海道医療給付事業に係るレセプト併用化開始 |

連絡先

国保医療課国保制度グループ

担当：川戸（tel：011-204-5244）

障がい者保健福祉課基盤グループ

担当：狩野（tel：011-204-5264）

子ども子育て支援課医療・母子保健グループ

担当：加藤（tel：011-206-6343）

3 北海道医療給付事業の概要

区分	重度心身障がい者 医療給付事業	ひとり親家庭等 医療給付事業	乳幼児等 医療給付事業	
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・身障1級・2級・3級の者（ただし、3級の者については、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に限る。 ・重度の知的障がい者（IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下） ・精神障がい者（精神保健福祉手帳1級所持者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の母又は父及び20歳未満の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢は小学生まで 	
助成範囲	入院・通院（精神障がい者は入院を除く。）	母又は父：入院のみ 児童：入院・通院	入院・通院（小学生は入院のみ）	
患者窓口負担額	入院	課税	総医療費の1割 月額上限 57,600円（多数回該当 44,400円※1）	
		非3課税未・満	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円
	通院	課税	総医療費の1割 月額上限 14,000円※2（年間上限 144,000円※3）	
		非3課税未・満	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円
	指定訪問看護	課税	訪問看護療養費の1割 月額上限 14,000円※2	
		非課税	訪問看護療養費の1割 月額上限 8,000円	

※1 過去12ヶ月の間に3回以上月額上限額に達した場合は、4回目以降44,400円

※2 平成30年8月診療分から通院（課税）の月額上限は、18,000円となります。

※3 8月から翌7月までの1年間の自己負担額（通院のみ）合計が上限144,000円

■上記は、北海道の基準です。

各市町村によっては独自に助成内容等を拡大し、助成対象や範囲の拡大・患者窓口負担額を更に軽減している場合がありますので、「受給者証」に記載されている、助成の対象者、範囲、窓口負担額等を必ずご確認ください。